

岩手県告示第267号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸北沿岸宮古海岸崎山地区海岸女遊戸地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成28年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也